

全 員 協 議 会 資 料

令和6年 1月12日

1. 物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の
子育て世帯加算）給付事業について
(総合企画政策室・福祉子ども部)・・・P2・3

2. 今後の市立病院経営強化の方針について
(市立病院)・・・P4～9

物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の子育て世帯加算）給付事業について

1. 概要

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）において、令和6年度税制改正による定額減税と住民税非課税世帯への支援を行う中、両支援の間にある者に対しても丁寧な対応を行う主旨が盛り込まれ、今般、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対しては1世帯当たり10万円を、令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対しては18歳以下の児童一人当たり5万円を給付金として給付することとされました。

今回、この事業を実施するための予算について、令和5年度一般会計補正予算（第8号）に計上するものです。

2. 内容

（1）住民税均等割のみ課税世帯への給付

ア. 給付額 1世帯当たり10万円

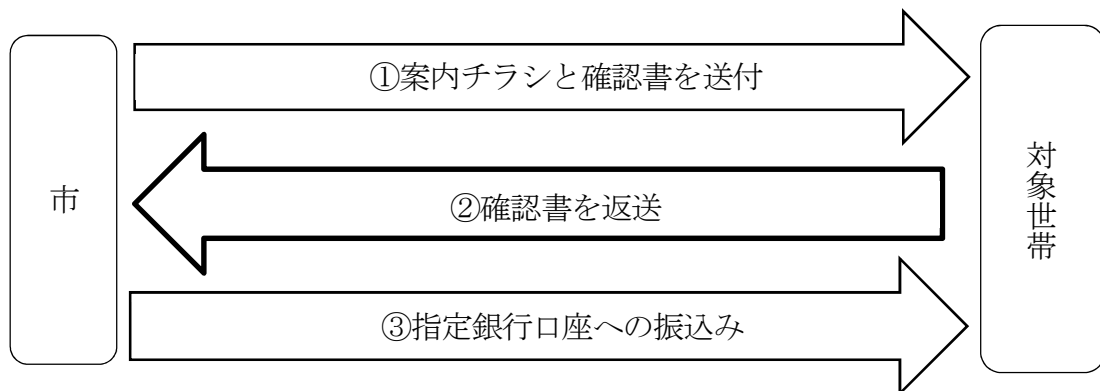
イ. 対象世帯 基準日（令和5年12月1日）において個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯（住民税均等割非課税世帯への給付金対象世帯を除きます。）

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

ウ. 対象世帯数 約2,100世帯

エ. 支給方法

口座情報の確認が必要なことから、下図のとおり確認書送付型で支給します。



(2) 低所得者の子育て世帯への加算

ア. 給付額 児童一人当たり5万円

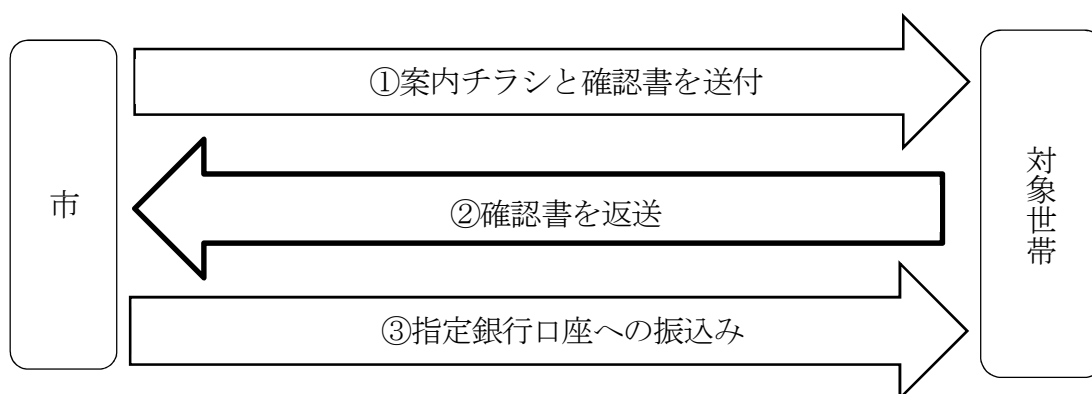
イ. 対象児童 住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下(18歳に達する日以降最初の3月31日まで)の児童

※基準日以降に生まれた新生児等については、申請により対象とします。

ウ. 対象児童数 約1,300人

エ. 支給方法

対象児童の確認が必要なことから、下図のとおり確認書送付型で支給します



3. 予算及び財源

2億7,938万7千円(国庫補助金10/10)

(事業費:2億7,500万円、事務費:438万7千円)

※一部予算を繰り越します。

4. 給付スケジュール

令和6年2月上旬から 確認書を対象世帯に送付

下旬から 給付金の支給開始

3月29日まで 確認書受付期限

今後の市立病院経営強化の方針について

1. 経営形態の見直しについて

(1) 検討方針

令和5年12月に策定した名張市立病院経営強化プランでは、名張市立病院の経営形態の見直しについて、次表のとおり3段階を経て進めることとしています。

表1. 経営強化プランで示した経営形態の見直しの進め方

第1段階	本市における内部調査
	・ 地方独立行政法人等の病院を視察して情報収集を行う ・ 見直しを行う場合に備え財政シミュレーションを行う
第2段階	経営形態についての方針を決定
	・ 方針を決定した際は速やかに公表する ・ 市民や市議会への丁寧な説明に努める
第3段階	(見直しを決定した場合) 新体制への移行準備
	・ 円滑な移行に向けて必要な準備を行う ・ 必要に応じて経営強化プランを見直す

(名張市立病院経営強化プラン「第6「経営形態の見直し」」より抜粋)

(2) 経営形態の見直しに関するこれまでの検討結果

総務省が実施した経営形態を変更した病院に対するアンケート調査の結果では、経営の自主性の観点から効果があったと回答した病院は、地方独立行政法人が100.0%で地方公営企業法全部適用が94.3%、効率性の観点から効果があったと回答した病院は、地方独立行政法人が94.7%で地方公営企業法全部適用が91.4%であり、地方独立行政法人の方が高い傾向となっています。

また、地方独立行政法人及び地方公営企業法全部適用の一般的なメリット・デメリットについては、名張市立病院在り方検討委員会の資料で次表のとおり整理されています。

表2. 総務省のアンケート調査結果と一般的なメリット・デメリット

	地方独立行政法人	地方公営企業法全部適用
経営の自主性の観点から効果があったと回答した病院	57病院／57病院 (100.0%)	66病院／70病院 (94.3%)
経営の効率性の観点から効果があったと回答した病院	54病院／57病院 (94.7%)	64病院／70病院 (91.4%)
一般的なメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟・迅速な人事管理や弾力的な予算執行で、機動性・効率性の高い経営が可能 ・外部評価委員会の評価を受けるため、透明性が確保される 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長や議会の意向が病院経営に反映されやすい ・管理者への権限付与により、制度上は弾力的な運営が可能
一般的なデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の人事管理、財務管理等に係るシステム構築が必要となり、維持コストが増加 ・非公務員となるため、職員合意、組合交渉が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長や議会の関与、地方自治法上の制約により、地方独立行政法人に比べ経営の機動性・弾力性は限定的である ・事業管理者の実質的な権限と責任の明確化を図らなければ、民間的経営手法の導入が不徹底に終わる可能性がある

(第4回名張市立病院在り方検討委員会資料より一部修正して抜粋)

(3) 経営形態に関する視察結果

(2)を踏まえ、実際に経営形態を変更した病院の状況を聴取するため、経営形態を地方独立行政法人に変更した病院(7件)及び地方公営企業法全部適用として運営している病院(2件)を視察しました。聴取した結果について、名張市立病院在り方検討委員会の答申で重要な要素として示された「経営の自主性・迅速性」「職員の意識改革」「医師の確保」の三つの観点から、次表のとおり総括します。

表3. 視察結果の総括

	地方独立行政法人	地方公営企業法全部適用
経営の自主性・迅速性	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の機動性・弾力性の向上による職員の確保、中期計画期間内の予算運用、独自の給与制度を主なメリットとした病院が多かった ・市の意見が反映されにくいのではないかという懸念については、救急医療等も含め、市と連携して提供していることを確認できた 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業管理者の存在で「経営の自主性・迅速性」が地方公営企業法一部適用よりも高まったとした病院があった
職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を守るという職員の意識が高まること、業績連動型の賞与や手当による職員の経営意識の浸透を主なメリットとした病院があった ・経済性やコスト意識を重視するという点で、意思統一が図られている ・経営意識の浸透が未だ課題であるとした病院もあった 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業管理者が中心となって、職員の意識改革が図れたが、経営意識の醸成が未だ大きな課題であるとした病院があった
医師の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長が中心となって、医師の派遣元の病院との関係性を重視している ・組織の自由度が高まることで、働きやすい職場となり医師を採用しやすくなった 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の派遣元の病院との関係性を重視している

これらの結果から、地方独立行政法人と地方公営企業法全部適用のいずれの場合でも、地方公営企業法一部適用と比較して「経営の自主性・迅速性」「職員の意識改革」「医師の確保」の三つの要素の改善は見込まれますが、地方独立行政法人は、市が策定する中期目標の実現に向けて、法人独自の規程に基づいて、より柔軟で実効性のある中期計画が策定され、改善が図られている点で優れていると考えられます。

また、組織の長となる理事長又は事業管理者には、医師の派遣元の病院と良好な関係性を構築できる経歴と職員の意識改革を図るためのリーダーシップが求められると考えられます。

(4) 見直しに係る財政シミュレーション結果

経営形態の見直しを行う場合の財政シミュレーションとして、「地方独立行政法人を

設立する場合の経費」、「見直し後の収支に関すること」の2点について分析しました。

ア. 地方独立行政法人を設立する場合の経費及び財産的基礎の試算

地方独立行政法人の設立に伴う経費として、人事給与システム及び財務会計システムの改修経費、組織の検討や手続を担う職員の人件費、登記変更や不動産鑑定評価に係る経費、評価委員会の運営経費など、約1億円程度が必要となります。

この費用については、病院事業会計から支出する場合であっても、地方独立行政法人の設立に必要な財産的基礎（純資産）は確保できる見込みです。なお、財務諸表上は、令和5年度及び令和6年度の純資産の変動（△0.6億円）、承継する固定資産の時価評価に伴う減損（△2.0億円）を考慮し、約21.7億円の資産超過となる見込みです。

ただし、令和5年度及び令和6年度に見込まれる経常損失等により、運転資金を含む流動資産の状況が逡減することに留意する必要があります。

表4. 地方独立行政法人を設立する場合の純資産の推計

	令和4年度末 (決算)	令和5年度末 (推計)	令和6年度末 (推計)	法人設立時 (推計)
資産合計	66.5億円	61.3億円	54.5億円	52.5億円
(うち流動資産)	(17.9億円)	(15.1億円)	(10.4億円)	(10.4億円)
負債合計	42.2億円	35.5億円	30.8億円	30.8億円
純資産	24.3億円	25.8億円	23.7億円	21.7億円

※令和5年12月時点の収支状況から、令和5年度以降を推計しています。

※資産合計が経年で減少する主な理由は、経常損失による流動資産の減少と固定資産の減価償却による資産価値の減少によるものです。

※負債合計が経年で逡減する理由は、病院建設時の企業債残高の減少によるものです。

※純資産の内訳は、資本金と累積欠損金の差額と資本剰余金の合計額です。

イ. 見直し後の収支に関すること

経営形態を見直した場合の収支について、まずは、名張市立病院経営強化プランで目標としている令和9年度の経常収支比率100%の達成を目指すこととなります。ただし、経営形態の見直しにより体制整備や経営改善の効果が見込まれることとなった場合は、同プランの収支計画の見直しや地方独立行政法人の中期計画に反映することが考えられます。

(5) 結論

(3)により経営形態の見直しで期待できる効果と地方独立行政法人の優位性を確認し、(4)により地方独立行政法人の移行に際して財務上の支障がないことが確認できました。

また、令和5年12月21日に名張市議会からご提出いただいた中間報告では、「地方独立行政法人への見直しが最適」、「医師が地方独立行政法人の理事長の任に就くことが必要不可欠」とされています。

以上のことを踏まえ、名張市立病院経営強化プランで示した取組の確実な実施と目標達成を目指すとともに、持続的に地域医療への役割を果たすべく強固な経営基盤を確立するため、名張市立病院の経営形態を地方独立行政法人とすることを目指します。

2. 地方独立行政法人の設立について

(1) 基本方針

新たに設立することとなる地方独立行政法人は、市から職員や権利義務を承継し、職員が非公務員となる移行型一般地方独立行政法人とし、名称を「地方独立行政法人名張市立病院」（以下「法人」といいます。）とします。

法人を設立する際に定めるべき事項については、定款に規定します。（令和6年3月定例議会に議案を提出する予定です。）

(2) 設立時期

法人の設立時期は、令和7年10月1日とし、同日から名張市立病院の運営を引き継ぐことを目指します。

(3) 設立に向けた事務

法人の設立に向けては、地方独立行政法人法に規定される事務のほかに、病院組織の検討、法人規程の整備、職員組合との労使交渉、財務会計システム及び人事管理システムの導入、不動産登記の変更、財務諸表の引継ぎ、経営強化プランの見直し等の事務を行う必要があります。

表5. 地方独立行政法人法で規定される事務

事務	主体※	手続	予定時期
定款の制定	市	議会の議決 県知事の認可	令和6年3月 設立までに
評価委員会の設置	市	条例制定	令和6年3月
中期目標の策定	市	評価委員会の意見聴取 議会の議決	令和6年8月 令和6年12月
権利義務の承継	市	有識者の意見聴取 議会の議決	令和7年1月 令和7年3月
関係条例の制定・改廃	市	議会の議決	令和7年
理事長、監事の任命	市	市長による任命	設立日
中期計画の策定	法人	評価委員会の意見聴取 議会の議決 市長の認可	令和7年4月 令和7年6月 設立日

副理事長・理事の任命	法人	理事長による任命 市長への報告	設立日 任命後速やかに
職員の任命	法人	理事長による任命	設立日
業務方法書の策定	法人	市長の認可	設立日
年度計画、料金徴収規程、会計規程、役員報酬規程及び職員給与規程の策定	法人	市への届出	設立後速やかに

※主体が法人とある項目は、設立前は法人設立準備チーム（仮称）が事務を担います。

（４）法人設立準備チームの設置

令和6年4月1日付けの人事異動において、名張市立病院事務局に法人設立準備チームを設置し、法人設立に向けた準備や許認可手続等の事務を担います。

また、同年2月から、現・桑名市総合医療センター理事長の竹田寛（たけだ かん）氏を非常勤顧問として任用し、名張市立病院職員を対象とした説明会への参加や、組織及び診療体制の構築を補佐する役割を担います。

さらに、同年4月からは、同じく現・桑名市総合医療センター病院長の登内仁（ののうち ひとし）氏を常勤顧問として任用し、法人設立時の理事長に任命することを念頭に組織及び診療体制を構築する役割を担います。

（５）名張市立看護専門学校の取扱い

名張市立看護専門学校は、法人設立の際に名張市立病院の附属施設とすることが考えられます。市内で働く看護師の養成という点で名張市立病院のみならず地域の医療機関及び施設の看護師確保に一定の役割を果たしていることから、同校の在り方については、法人設立までの間に継続して検討します。

3. 市民説明会の開催について

今回の経営形態の見直しの決定について、市民の方へ丁寧に説明するため、次表の日程で市民説明会を開催します。

表6. 市民説明会の日程

開催日	時間	場所
令和6年2月22日（木）	14:00～15:30	市子どもセンター （教育センター）
	17:30～19:00	市防災センター
2月24日（土）	10:00～11:30	桔梗が丘市民センター
	14:00～15:30	美旗市民センター
2月27日（火）	14:00～15:30	名張市民センター